

28 共済組合・互助会について

公立学校共済組合（共済組合）・教職員互助会（互助会）は、私たち教職員の医療費の給付・年金・貸付・その他多岐に渡って、福利厚生事業のお世話をしてくれます。

（事業内容等のくわしいことについては

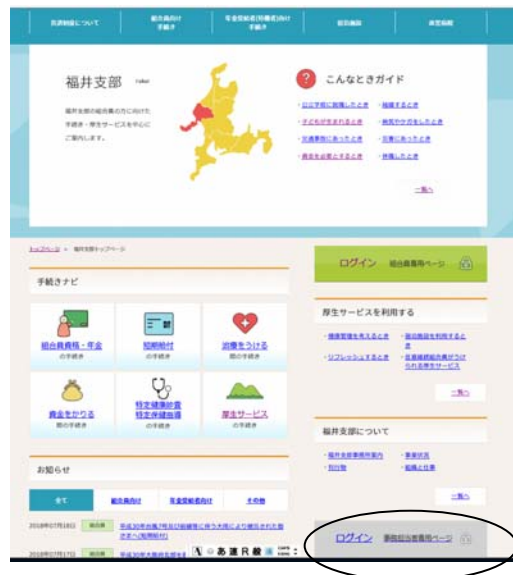
共済組合・互助会ホームページ参考。

共済組合の HP に事務担当者専用ページがあり、パスワードは毎年変更通知あり。）

この二つの組織は、福井県教育庁教職員課に属し、問い合わせなどの際は、下記に電話をします。

（公立学校共済組合（直通）0776-20-0561

教職員互助会（直通）0776-20-0560）



< 共済組合員証について >

県費教職員（正規採用者・臨時的任用職員）の**保険証のことを共済組合員証**といいます。

（地区によって、市町費職員でも公立学校共済組合の共済組合員証を使用している場合があります。）

組合員証の資格取得・喪失・再発行には、**組合員資格(取得喪失)申告書**を作成し提出します。

住所・氏名・口座変更には、**組合員証等記載事項/個人口座変更申告書**を作成し提出します。

* 被扶養者について

子どもや親などが職員の被扶養者に認定されると、**組合員被扶養者証**が発行され、医療機関を受診することができます。

ただし、被扶養者に認定されるのには、下記の条件があります。

- 1 主として組合員（職員）の収入によって生活している者で、認定でき

る親族の範囲内であること

2 被扶養者の所得金額が年間 130 万円未満であること。

(障害年金受給者、または 60 歳以上の年金受給者は 180 万円未満)

※県の扶養認定を受けている扶養親族のほとんどが共済組合で被扶養認定を受けています。

23 歳以上でも、収入 130 万円未満の扶養親族は、要件が揃えば共済組合の「特別認定」を受けることができます。

職員から申請があった場合は、該当親族の状況を詳しく把握し、収入確認や書類審査を慎重に行います。特に所得金額については、職員からの申告・報告が無いとこちらでは把握しにくいので要注意です。(変動もあるので細心の注意)

そのため、年に 1 度、秋頃に扶養親族の所得額の確認を行います。

(6 月ごろの県の扶養手当確認と併せて、年 2 回確認する。)

被扶養者が現在、どういう状況か(無職? 学生? 年金受給者?)、また 1 年間の所得額はどれだけか、ということを確認できる書類を提出していただき、確認します。

<病気やケガをして、治療する時の制度>

詳細はホームページ参照

<共済組合 療養の給付>

組合員証をもって医療機関で受診した場合、医療費の自己負担分のみを現金で支払います。

(本人 3 割負担)

残りの金額は、共済組合が負担します。

<共済組合 療養費>

医師が必要と認めた、輸血・治療用装具(コルセット・サポーター)・はり等の施術費用が療養費として支給されます。

医師から診療報酬領収済明細書をもらい、一旦立て替え払いして、請求書を送付すると支給されます。

<共済組合 一部負担金払戻・家族療養費附加金制度>

医療費の自己負担分について、同一の医療機関で 1 ヶ月間に 25,000 円を超えると、超えた額(100 円未満切り捨て)が支給されます。

2~3 ヶ月後に、自動給付されます。

組合員等記号・番号		組合員氏名	所属名	申請金額
20100001				
療養費氏名	生年月日	所属コード	家族療養費附加金	20
			一部負担金払戻金	20
			計	40
請求年月日	療養名	療養の理由		
請求金額	療養期間	療養に要した費用(円)		
20				
療養又は療養の承認年月日	年月日	移送の区間	移送の方法	
組合員証を利用しなかった理由				
上記のとおり請求します。				
公立学校共済組合 支店長 様				
年月日 請求者 住所 氏名				
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。				
年月日 職名 所属 氏名 TEL				

1. 本申請は記入しなくても可。
2. 組合員証を使用しなかった理由は具体的に詳しく書いてください。
3. 療養料については看護料(療養補助)も併記し、又は看護補助者使用に付いての施設長の説明書を添付してください。
4. 療養料又は移送料については、看護、移送承認申請書により承認された看護の機関を、又は、承認された療養の機関(又は看護)に付するに付した場合は、組合員証を使用しなかった理由も、その理由を詳しく書いてください。
5. 療養の欄に氏名、氏名毎詳細に記入してください。

<共済組合 高額医療費制度>

自己負担額（この自己負担額は、組合員とその被扶養者が医療機関に支払った費用の合算）が、80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%（標準報酬月額280,000円以上500,000円未満の場合）を超えると、高額医療費制度が適用されます。

これは上記の計算式にあてはめて計算した金額と、自己負担額の差額が支給されます。

2～3ヶ月後に、自動給付されますが、事前に限度額適用認定申請制度を利用すると、自己負担分から高額医療費制度適用分を差し引いた分だけを支払う事が可能です。

<互助会 会員・家族医療補助金>

医療費の自己負担分について、同一の医療機関で1ヶ月間に9,000円以上支払った場合、自己負担額から9,000円と100円未満を控除した金額（上限16,000円/月）が支給されます。家族についてはその60%（上限9,600円/月）の給付となります。（2～3ヶ月後に、各個人口座に自動給付）

<互助会 入院療養補助金>

引き続き5日以上入院すると、5日目から支給されます。

互助会会員 1日 2,000円 年度毎に100日以内になります。

共済組合員は自動給付、その他は入院療養補助金請求書を提出します。

<育児休業をとったときの制度> 詳細はホームページ参照

<共済組合 育児休業手当金>

組合員が3歳に満たない子を養育するため承認を受けて育児休業をするときは、その子が1歳に達する日まで育児休業手当金が支給されます。

（特定の事情がある場合は、最長で2歳まで）

育児休業手当金請求書を提出し、育児休業実績報告書を毎月10日までに提出すると支給されます。

<共済組合 掛金免除>

産前産後休業期間・育児休業期間中は、共済組合掛金が免除されます。

産前休暇に入る前に産前産後休業掛金免除（変更）申出書、育児休業に入る前に育児休業等掛金免除申出書を提出します。

<互助会 育児休業補助金>

育児休業期間のうち、子が1歳になるまで月額7,000円支給されます。

育児休業届を提出します。

<互助会 掛金免除>

育児休業期間中は、互助会掛金が免除されます。